

【労務】厚労省「過重労働解消相談ダイヤル」の相談結果を公表

厚生労働省は、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として11月4日（日）に実施した「過重労働解消相談ダイヤル」の相談結果を公表しました。今回の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」には、合計で501件の相談が寄せられました。相談内容としては、下記概要のとおり、「長時間労働・過重労働」に関するものが204件（40.7%）と一番多く、次いで「賃金不払残業」が174件（34.7%）、「パワハラ」が69件（13.7%）となりました。これらの相談のうち、労働基準関係法令上、問題があると認められる事案については、相談者の希望を確認した上で労働基準監督署に情報提供を行い、監督指導を実施するなど、必要な対応が行われます。

■ 相談結果の概要

相談件数 合計 501 件

【主な相談内容】

（件数は相談内容ごとに計上。括弧内は相談件数 501 件に対する割合
※なお 1 件の相談に対して複数の相談内容が含まれることもあるため、総合計が 100% になりません）

- 長時間労働・過重労働：204 件（40.7%）
- 賃金不払残業：174 件（34.7%）
- パワハラ：69 件（13.7%）

【相談者の属性】

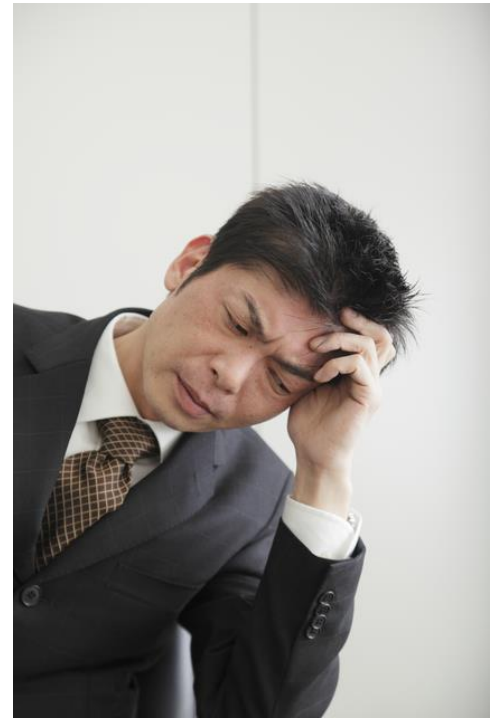
（括弧内は相談件数 501 件に対する割合）

- 労働者：313 件（62.4%）
- 労働者の家族：129 件（25.7%）
- その他：39 件（7.7%）

【主な事業場の業種】

（括弧内は相談件数 501 件に対する割合）

- 製造業：68 件（13.5%）
- 保健衛生業：65 件（12.9%）
- 商業：46 件（9.1%）



■ 相談事例

【長時間労働・過重労働】

● 製造業の作業員（製造業）【年齢不明、労働者】

会社と労働組合との間で、月 90 時間が上限の 3 6 協定届（時間外労働・休日労働に関する協定届）を締結しているが、実際は月 100 時間以上の残業となっており、中には月 170 時間も残業を行っている者もいた。

● 一般貨物自動車運送業のドライバー（運輸交通業）【60 代、労働者】

朝 6 時頃から深夜 11 時頃まで勤務しており、1 日 17 時間以上働いている。会社には、タイムカードなどの出退勤記録がない。休みは毎週日曜日しかなく、疲れが溜まって身体が重い。休憩中も再配達のため、休憩も取れない。

【賃金不払残業】

● 建設業の作業員（建設業）【年齢不明、労働者】

社長に対し、残業代の支払いを求めたところ「賃金に含まれている」と言われたが、賃金は基本給のみであり、これまでに固定残業手当が含まれていると聞いたことがない。固定残業手当や役職手当等は支払われていない。

● 不動産管理業の事務（その他の事業）【30 代、労働者】

労働時間管理は、自己申告制となっており、1 カ月の時間外・休日労働時間は 100 時間から 150 時間になる。上司から、「残業が多いのは個人の責任だ」と注意されるため、1 カ月 40 時間までしか残業申請できない状況である。

【パワーハラスメント】

● 繊維製品製造業の作業員（製造業）【40 代、労働者の家族】

上司から、指示に従わないと叱責を受け、「アホ」など人格を傷つける言葉を言われ、失敗すると身体を叩かれたりした。数日後には、役員から呼び出され、自ら判断し退職するよう言われた。

● 金属製品製造業の作業員（製造業）【年齢不明、労働者】

社長から日々、叱責を受けている。機械を使用して作業をしているが、失敗すると社員全員の前で社長から叱責を受ける。

参照ホームページ [厚生労働省]

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000144103_00001.html